

## 第32回長野県個人情報保護運営審議会 会議録

1 日 時 平成25年10月22日(火)午後1時40分～午後3時10分

2 場 所 長野県庁 特別会議室

3 出席者

(委 員) 竹内会長、岡田委員、織委員、平田委員、宮原委員

(事務局) 久保田課長、布山企画幹、丸山主査、山田主任、羽片主事

4 議 題

(1) 「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」について

(2) 個人情報紛失事案への対応について

(3) 意見聴取案件の報告・審議

(4) その他

5 経 過

(1) 10月18日(金) 各委員へ事務局から意見聴取案件資料を事前送付

(2) 10月22日(火) 審議会の開催(別紙のとおり)

(3) 10月28日(月) 審議結果を実施機関へ通知

6 その他

次回審議会の開催日時は、平成26年1月9日(木)午後3時からとすることを決定した。

(別紙)

会 長： これより第 32 回個人情報保護運営審議会を開催します。始めに、事務局から報告が 2 点あるということで、お願いします。

事務局：(番号法及び個人情報紛失事案の対応について、資料に基づき説明)

会 長： 番号法と個人情報紛失事案の対応についての報告でしたが、委員の皆さんの方から何か御質問などはありますか。

委員：(意見なし)

会 長： 質問などありましたら、別途事務局の方へ問い合わせていただきたいと思います。

それでは、意見聴取案件の報告と審議に入ります。まず新規案件一覧表 1 ページの番号 37 から 56 番の定型的な案件について事務局から説明をお願いします。

事務局：(説明 番号 37～56)

会 長： ただいま説明があった 37～56 は各種委員会の委員の選任あるいは報酬の支払い等の事務に関する情報の取扱いということで、おおむね共通しているのですが、御覧いただいて何か御意見ありますか。

特に問題はないようですので、56 番までについては適当と認めるということにしたいと思います。

次に、前回からの継続案件の審議に入りますが、健康長寿課の 23 番と 25 番の案件について、健康長寿課から説明をお願いします。

健康長寿課：(説明 番号 23、25)

会 長： ただいま説明があった件について委員の皆さんの方から何か御質問、御意見ありますか。

入手したレセプト情報はどのように管理されるのか、簡単に説明していただけますか。

健康長寿課： 紙で来ているものと、電子媒体で来ているもの、両方とも鍵のかかるロッカーで保管を行っているところです。

会 長： 情報を利用できる人は限定されているのですか。

健康長寿課： 基本的には担当者である私が鍵を管理していますので、医療費の支払いの際には私が確認をするのと、レセプト点検を行う非常勤職員がいますので、その方が確認する際に使用するようになっています。

会 長： 委員の皆さんよろしいでしょうか。今の説明のような運用がなされるようですね。

委 員： レセプトというのは何年くらい保管されるのですか。

健康長寿課： 5年間保存です。

会 長： 他に何か御質問、御意見等ありますか。  
特に無いようでしたら、23、25 についても、個人情報をしっかり管理してもらおうということを前提に適当と認めるということよろしいでしょうか。

委員：（承諾）

会 長： それでは次に番号の 57 から 68 の案件の説明をお願いします。

健康福祉政策課：（説明 番号 57～68）

会 長： ただいま健康福祉政策課から、57 番から 68 番までの説明がありましたが、本人外収集の通知を省略するということですね、委員の皆さん何か御意見などありますか。

委 員： 本人外収集に当たって、審議会の意見聴取は事前にはなかったのですが、実際には本人外収集をしているけれども本人に通知をしないで運用されているということですか。

健康福祉政策課： はい、おっしゃるとおりです。

委員： この審議会で意見聴取せずに実際に本人外収集していた期間とか件数などはどれくらいなのですか。

健康福祉政策課： 改めて確認させていただきます。

委員： 結論から申し上げますと、本人外収集の必要性もありますし、御本人さんに通知せずに情報提供すること自体は普通かと思います。ただそれは審議会の意見聴取をした上で行っていただかないと、患者さん達の不信感を招きかねませんので、どの位手続きに不備があったのかについて、説明をお聞きしたいと思います。それからもう一つ、診療報酬の過誤調整というのは、件数としてはかなりたくさんあるということでしょうか。医療機関の診療報酬の返還や過誤調整はかなりの件数があつて、それを全部本人通知しているととても事務が回っていかないという受け止め方でよろしいですか。

健康福祉政策課： はい、おっしゃるとおりです。

会長： はい、よろしいでしょうか。他には何か。

事務局： 58 ページの図で見ると、根拠として、国民健康保険法と平成 7 年 12 月の局長通知が掲げられているのですが、平成 17 年に登録簿制度は条例化されているので、17 年からは条例にのっとらずに、やっていたのではないのでしょうか。

会長： 条例に対する認識不足など幾つか理由はあるようですが、これは別に健康福祉政策課の方だけではなくて、各部局で、徹底してもらえるように、情報公開・私学課で対応をお願いするということになりますか。

事務局： 今年の 6 月に一斉点検いたしまして、今回も含めてかなり漏れがございましたので、今回、あるいは次回あたり出てくるかと思えます。

会長： そういうものは、今回と次回くらいですべてクリアにしていきたいと思えますのでよろしくをお願いします。

他には何か御意見よろしいでしょうか。それでは今の 57 番から 68 番まで、このとおりの取扱いで認めるということにしたいと思えます。

それでは次に、介護支援室 69 番から 79 番までの案件について説明をお

願います。

事務局（説明 番号 69～79）

会 長： ただいま、69 から 79 の案件についてお聞きいただきましたが、委員の皆さんいかがでしょうか。

登録した後の業者の指導等に関する登録簿についてはどのような取扱いをなされていくのか、予想というか、ありましたら説明をお願いします。

事 務 局： 指導の登録簿を別途作成するか、こちらの事務の中に含まれるかということにつきまして、検討を行わせていただきたいと思います。

会 長： 検討して、別途登録簿作るかどうか、そういうことですね。

他には何か御質問や御意見はありますか。無ければ、今の 69 から 79 についてはよろしいでしょうか。

それでは次に人事課の番号 80、81 について御説明をお願いします。

人事課：（説明 番号 80～81）

会 長： 国籍はセンシティブ情報に該当するということになりますが、公務員が、国籍が日本人でなければならないというような、明文の規定が特にないと思うのですが、ここで国籍を必要とするというのは、どんな事情があるのか、説明をお願いします。

人 事 課： おっしゃるとおり明文の規定はございません。これまで根拠としてきているものは、例えば昭和 28 年の内閣法制局の見解です。公務員の当然の法理として公権力の行使ですとか、国家意思の形成に参画する公務員となるためには、国籍が必要ですよというものです。平成 8 年には自治大臣談話ということで、国家公務員については国籍要件が必要になるというものがあり、同様に該当するというような談話が発表されております。管理栄養士につきましては、こういった公権力の行使又は公の意思の形成に参画する蓋然性が低いということで、撤廃をしております。

会 長： 今の説明でお分かりになりましたか。

委 員： 長野県の条例の中に、職員一般としての国籍要件がいるという規定があ

るのでしょうか。

人 事 課： それはございません。

会 長： そのような説明ですけれども、こういうセンシティブ情報について収集していくことについて、御意見いかがでしょう。

委 員： 情報収集はいいと思いますが、201 ページの6の、「一般職員と同様に」というのはやや言いすぎな感じがして、「となる」よりは、「となりうる」とした方がより正確な気がします。全て職員になるというのは、やや言いすぎのような気がしなくもないです。

会 長： 代替職員ということは、公務員ですね。

人 事 課： はい、任期が限られた任用になります。

会 長： 先程言われた産休は3ヶ月ですか、4ヶ月ですか。

人 事 課： 4ヶ月です。産休はあまりないのですが、育休まで通じて、最低3年から4年です。

会 長： かなり長期の期間にわたるということなので、公務員と同じような資格が必要だということですね。

人 事 課： 期間というよりも、正規の職員と同じ業務をしていただきますので、こういった公権力の行使をする可能性があるということです。

会 長： 公権力の行使をする可能性もあるということで、こういう情報を収集するのは、相当であるということによろしいですね。

他には何か御意見はありますか。特に無いようでしたら、80、81 については相当ということによろしいでしょうか。

委員：（承諾）

会 長： 次に番号 82 から 98 番の案件について事務局から説明をお願いしたいと思います。

事務局：(説明 番号 82～98)

会 長： ただいまの 98 番までの案件について、何か委員の皆さんいかがでしょうか。

それでは、98 番までは、相当という結論にしたいと思います。

次の 99 番から 107 番までについて事務局から説明をお願いします。

事務局：(説明 番号 99～107)

会 長： ただいまの 99 番から 107 番について委員の皆さん御意見いかがでしょうか。よろしいですね。それでは 99 番から 107 番については、作成及び変更は相当ということにしたいと思います。

それでは次、108 を飛ばして 109 番から 121 番について事務局から説明をお願いします。

事務局：(説明 番号 109～121)

会 長： これらは廃棄ということでした承でよろしいでしょうかね。

それでは、次の 108 番ですけれども、個人情報保護条例第 48 条では「審議会の行う審議の手続きは、個人情報の保護を図る上で支障があると認められる場合を除き、公開する」と規定されていますが、この 108 番については、特定の個人に関する情報の目的外提供について審議する案件ですので、第 48 条の「個人情報の保護を図る上で支障がある」と認められますのでこの案件について非公開にしたいと思います。委員の皆さんいかがでしょうか。

委員：(承諾)

<番号 108 番の案件について、非公開審議>

会 長： それでは審議の結果、提供は相当ということにしたいと思います。

以上で本日の案件の審議はすべて終了ということでございます。

特に問題があるという意見はありませんでしたので、全件について適当ということよろしいでしょうか。

委員：(承諾)

会 長： ではそのようにさせていただきます。

それでは、その他ということ、前回の会議録を事務局からお送りしてありますが、記載内容について何か御意見はありますか。特にないようですので、第31回審議会の会議録は、この内容で確定させていただきます。

次に、次回の審議会の日程の調整をさせていただきます。

(日程決定)

会 長： それでは、次回の審議会は1月9日(木)3時から、県庁会議室ということにします。

他に何かございますか。

事務局：(委員の改選について説明)

会 長： 委員の皆さんから何かございますか。

それでは以上で本日の個人情報保護運営審議会は終了とさせていただきます。ありがとうございました。